

○北しりべし廃棄物処理広域連合職員懲戒審査委員会規則

制 定 平成 14 年 7 月 1 日規則第 9 号

最近改正 平成 30 年 5 月 11 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する地方自治法施行規程（昭和 22 年政令第 19 号。以下「政令」という。）第 16 条の規定に基づき、職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、広域連合長の諮問に応じて、事務管理者の懲戒審査を行う。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(失職)

第 4 条 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失うものとする。

(1)職員のうちから任命された委員にあっては、職員の職を退いたとき。

(2)禁錮以上の刑に処せられたとき。

(委員長)

第 5 条 委員長は、会務を総理し、会議を招集してその議長となる。

(職務代理)

第 6 条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、学識経験を有する者のうちから選任された委員が 2 人以上出席しなければ開くことができない。

2 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(出頭請求)

第 8 条 委員会は、必要があると認めるときは、本人及び関係人の出頭を請求することができる。

(報告)

第 9 条 委員会で議決した事項は、理由を付し、政令第 12 条第 2 項に規定する懲戒の処分を明記して、広域連合長に報告するものとする。

(書記)

第 10 条 政令第 16 条第 6 項の書記は、3 人以内とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 19. 3. 30 規則 5）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 8. 26 規則 4）

この規則は、公布の日から施行する。